

ミネベアアクセスソリューションズ株式会社に対する勧告について

令和8年7月10日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、ミネベアアクセスソリューションズ株式会社（以下「ミネベアアクセスソリューションズ」という。）に対し、改正前の下請法<sup>(注1)</sup>第7条第3項<sup>(注2)</sup>及び改正後の取適法第10条第2項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	3350001004086
名称	ミネベアアクセスソリューションズ株式会社
本店所在地	宮崎市佐土原町下那珂字和田山3700番地
代表者	代表取締役 仁井名 慶也
事業の概要	自動車部品、自動二輪車部品等の製造及び販売
資本金	21億5043万円

違反事実の概要	<p>ミネベアアクセスソリューションズは、下請事業者36名に対し、自社が製造を請け負う自動車部品等の部品の製造を、中小受託事業者1名に対し、取引の相手方等に対する当該部品の運送の全部又は一部をそれぞれ委託したところ</p> <p>① 遅くとも令和6年1月から令和8年2月1日までの間、当該36名に生じる計846個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該36名に当該金型等の保管を</p> <p>② 令和8年1月から同年4月までの間、当該1名に生じる計546時間26分の積込み及び取卸し（以下「荷役作業」という。）並びにその他運送に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）に係る費用を負担することなく、当該1名に荷役作業及び附帯業務をそれぞれ行わせた。</p> <p>なお、ミネベアアクセスソリューションズは、上記①及び②に係る不利益額の全部を支払った。</p>
勧告の概要	<p>今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないことを取締役会の決議により確認すること。 等</p>
参照条文	<p>① 改正前の下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p> <p>② 改正後の取適法第5条第2項第2号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所第二取引適正化調査課  
電話 092-292-6025（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(注1) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和7年法律第41号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注2) 「改正前の下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第3項をいう。

※ 令和7年12月までになされた製造委託等にあつては、改正前の下請法が適用され、令和8年1月以降になされた製造委託等にあつては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金	➡	製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

## ●委託の内容

- ① 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造（36名）
- ② 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造における取引の相手方等に対する運送（1名）（注1）  
をそれぞれ委託



## ●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

①遅くとも令和6年1月から令和8年2月1日まで、ミネベアアクセスソリューションズが管理していた金型等を用いて製造する**自動車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者36名に生じる計846個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、受注者に当該金型等を保管させた。**

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、保管に係る費用に相当する額を支払っている。上記金型等のうち、**44個**の金型等を回収し又は廃棄している。

②令和8年1月から同年4月まで、受注者**1名**に生じる**計546時間26分**の**荷役作業及び附帯業務に係る費用を負担することなく、受注者に当該荷役作業及び附帯業務を行わせた。**

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額を支払っている。



## 公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、中小受託事業者（注2）に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の役員及び発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

### （注1）特定運送委託（改正後の取適法で追加）

発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引

（注2）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

# 1 関係法令の概要

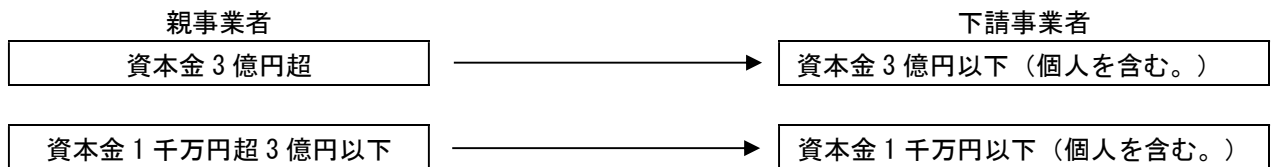
## (1) 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

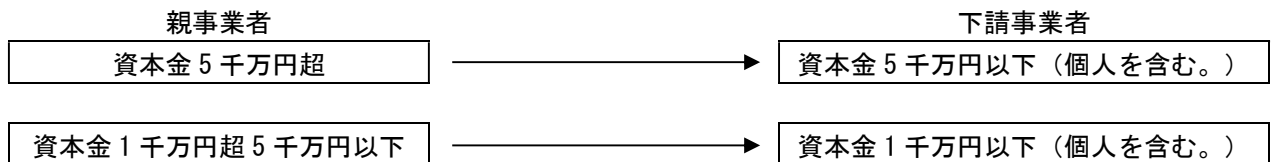
#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

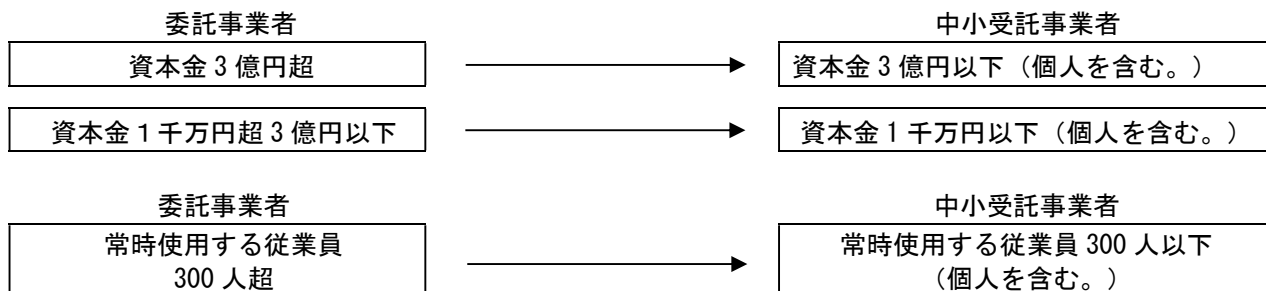
## (2) 取適法の概要

### ○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

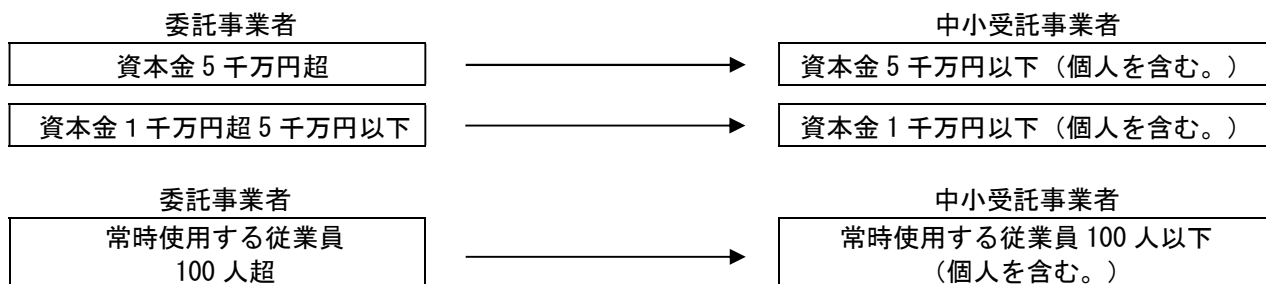
### ○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

#### a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

### ○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品物の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (セ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9・10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

## ○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二～六 （略）

10・11 （略）

### （委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

### （勧告）

第十条 （略）

2 公正取引委員会は、第5条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

公取適第787号  
令和8年7月10日

宮崎市佐土原町下那珂字和田山3700番地  
ミネベアアクセスソリューションズ株式会社  
同代表者 代表取締役 仁井名 慶也

公正取引委員会  
同代表者 委員長 茶谷 栄治

## 勧告書

公正取引委員会は、ミネベアアクセスソリューションズ株式会社（以下「ミネベアアクセスソリューションズ」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第3項及び改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の中小受託取引適正化法」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

## 主 文

- 1 ミネベアアクセスソリューションズは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
  - (1)ア 下請事業者が生じる金型、治具、検具及び機械装置（以下「金型等」という。）の保管に係る費用を負担することなく、下請事業者に金型等を保管させた行為は、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合を含む。)に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 中小受託事業者に生じる積込み及び取卸し（以下「荷役作業」という。）並びにその他運送に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）に係る費用を負担することなく、中小受託事業者に荷役作業及び附帯業務をさせた行為は、改正後の中小受託取引適正化法第5条第2項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(2) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

2 ミネベアアクセスソリューションズは、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の役員及び発注担当者に対して改正後の中小受託取引適正化法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

3 ミネベアアクセスソリューションズは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1及び2に基づいて採った措置

4 ミネベアアクセスソリューションズは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から3までに基づいて採った措置

5 ミネベアアクセスソリューションズは、前記1から4までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

## 理 由

### 第1 事実

- 1(1) ミネベアアクセスソリューションズは、肩書地に本店を置き、自動車部品、自動二輪車部品等の製造販売を行う事業者であるところ
- ア 平成20年7月から令和5年12月までの間に、別表1の「下請事業者」欄記載の事業者36名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品（以下「本件製品」という。）の製造
- イ 令和8年1月から同年4月までの間に、別表2の「中小受託事業者」欄記載の事業者1名（以下「本件中小受託事業者」という。）に対し、自社が請け負う本件製品の製造における取引の相手方又は当該相手方が指定する者に対する当該製造の目的物たる本件製品の運送の全部又は一部をそれぞれ委託した。
- (2) 前記(1)の委託の当時、ミネベアアクセスソリューションズは資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、本件下請事業者及び本件中小受託事業者は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者であった。
- 2(1)ア 本件下請事業者は、ミネベアアクセスソリューションズが所有し本件下請事業者に貸与していた金型等又は本件下請事業者が所有する金型等（以下これらの金型等を「本件金型等」という。）を用いて本件製品を製造していた。
- ミネベアアクセスソリューションズは、本件下請事業者に対し、本件金型等の廃棄等を希望する場合はその旨を通知し、ミネベアアクセスソリューションズの承諾を得るよう求めるなどしていたところ、遅くとも令和6年1月から令和8年2月1日までの間、本件金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、本件下請事業者に生じる別表1の「保管させた金型等の数」欄記載の計846個の本件金型等の保管に係る費用を負担することなく、本件下請事業者に当該本件金型等を保管させた。
- イ ミネベアアクセスソリューションズは、令和6年1月から令和8年1月までの間に、別表1の「うち回収し又は廃棄した金型等の数」欄記載の計44個の本件金型等を回収し又は廃棄した。
- また、ミネベアアクセスソリューションズは、令和8年2月1日までに、

本件下請事業者との間で本件金型等を含む金型等の保管に関する覚書を取り交わすなどし、それ以降に発生する本件金型等を含む金型等の保管に係る費用の支払について合意した。

(2) ミネベアアクセスソリューションズは、令和8年1月から同年4月までの間、本件中小受託事業者に生じる別表2の「作業時間」欄記載の計546時間26分の荷役作業及び附帯業務に係る費用を負担することなく、本件中小受託事業者に当該荷役作業及び附帯業務を行わせた。

3(1) ミネベアアクセスソリューションズは、令和8年4月23日までに、本件下請事業者に対し、協議を行った上で、令和6年1月から令和8年2月1日までの間における本件金型等の保管に係る費用として、別表1の「支払った額」欄記載の計580万4471円を支払うなどしており、これは前記2(1)アの保管に係る費用に相当する額の支払と認められる。

(2) ミネベアアクセスソリューションズは、令和8年5月26日、本件中小受託事業者に対し、協議を行った上で、同年1月から同年4月までの間における荷役作業及び附帯業務に係る費用として、別表2の「支払った額」欄記載の計129万8325円を支払っており、これは前記2(2)の荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額の支払と認められる。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば

1 ミネベアアクセスソリューションズは、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第7項第1号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第1号に規定する下請事業者に該当するところ、ミネベアアクセスソリューションズの前記第1の2(1)アの行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害したものであり、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反し

2 ミネベアアクセスソリューションズは、改正後の中小受託取引適正化法第2条第5項に規定する特定運送委託をした事業者であり、同条第8項第1号に規定する委託事業者に該当し、本件中小受託事業者は、同条第9項第1号に規定する中小受託事業者に該当するところ、ミネベアアクセスソリューションズの前記第1の2(2)の行為は、自己のために経済上の利益を提供させる

ことにより、中小受託事業者の利益を不当に害したものであり、改正後の中小受託取引適正化法第5条第2項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

また、前記第1の2(2)の違反行為は既になくなっているが、ミネベアアクセスソリューションズは改正後の中小受託取引適正化法第10条第2項の違反委託事業者に該当する者であり、前記第1の諸事情を総合的に勘案すれば、違反行為が排除されたことを確保する措置をとるべきことを勧告することが特に必要であると認められる。

よって、ミネベアアクセスソリューションズに対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第3項及び改正後の中小受託取引適正化法第10条第2項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】